

多可町議会議長 河崎 一 様  
多可町議会議員 吉田 政義



平成26年 3月11日  
受 午前  
領 午後 / 時 00分

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 集落の職員担当制について	町 長
<p>集落では、集落活動や町等に要望を提出するに、役員及び集落内に博識者がおれば、相談や助言を得ることができるが、そうでない場合は、非常に困っておるのが現状です。そこで、集落の職員担当制を望む訳です。ただ単に、職員を配置すれば、担当職員に混乱をもたらすと思います。それには、確かなルール作りが大切なことは、明白であります。町長は昨年度の区長会の場で、集落の職員担当制に言及されたと思います。しかしながら、一年たった今、その気配さえ見えない。</p> <p>全集落に職員を配置するのが、ベストであると思うが、職員の在籍しない集落にだけでも配置できればと思います。</p> <p>実現の是非は。</p>	
2. 反復・習慣流産（不育症）の治療費等助成について	町 長
<p>厚生労働科学班（齋藤班）では「妊娠はするけれど、2回以上の流産・死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって児が得られない場合」を不育症と定義をし、毎年妊娠する人の内、数万人が不育症の可能性がある。けれども、適切な不育症スクリーニングを行い、最適な治療を行うと85%の不育症患者が出産にたどりつけるという。</p> <p>不育症の問題点</p> <p>1. 世間の認知度が低い</p> <p>自らが不育症と気付かず流産・死産を繰り返し、悲しんでいる夫婦もいるのではないか。また、周囲の人でも不育症への認知度が低く、不育症で悲しんでいる夫婦への理解も困難であろう。</p> <p>不育症という病気があることを広く知ってもらう必要はないのか。</p> <p>2. 高額な治療費</p> <p>不育症の検査は保険適用のものもあるが、適用されないものもある。また、治療においても保険適用外のものがあり、高額な自己負担を強いられている患者もいる。経済的余裕がないからと諦めてしまう夫婦もいるであろう。</p> <p>不育症治療費への助成は。</p> <p>3. サポート体制は</p> <p>近隣の医療機関では治療が難しいため、病院探しや通院に苦勞するという話も聞く。その様な相談について、現状ではどこに相談をすべきか？</p> <p>不育症を経験した人の中には、不安障害や鬱病となり、妊娠を諦める人もいるという。</p> <p>町内には不育症患者は少ないかもしれないが、相談できる窓口を広くアピールするのも必要ではないか。</p>	